

省エネ・地域パートナーシップ
 <<よくあるご質問と回答（パートナー支援機関）>>

No.	分類	金融機関	省エネ支援機関	質問	回答
1	活動内容	○	○	全体会議等の開催予定はあるのでしょうか。	年2回程度 、パートナーシップ関係者が参加する全体会合を実施したいと考えております。 直近は8月以降を予定しておりますが、会合はオンライン・対面どちらでも参加可能な ハイブリッド形式 とする予定です。
2	参加要件	○	－	グループ会社のリース会社はパートナー金融機関の対象となるのでしょうか。	リース会社はパートナー支援機関の対象外 です。 （パートナー支援機関と連携して支援活動を行うことは妨げません。）
3	参加要件	○	－	「体制の整備について」のうち、「責任者（役員クラス）」とは具体的にはどのようなものを指すのでしょうか。	取締役、理事等の経営に関する事項を管掌する者を 想定しております。 なお、 申込資料には、上記で選任いただいた方の役職、氏名をご記入ください。 （役職や氏名は現時点では公表しない予定です。今後公表の必要が生じた場合は事前にご連絡いたします。）
4	参加要件	○	－	活動報告書ではどのような記載が求められるのでしょうか。	具体的な記載事項やひな形は今後事務局と協議のうえ決定いたしますが、 支援件数や支援内容等 を記入いただきたいと思いますと考えております。なお、活動ノルマ等を設ける予定はございません。
5	参加申込	○	○	申込資料の「代表者役職」及び「代表者氏名」は何を記入すれば良いのでしょうか。	金融機関： 参加要件の「体制の整備について」で選任いただいた責任者の役職、氏名 をご記入ください。 省エネ支援機関： 取締役、理事等の経営に関する事項を管掌する者の役職、氏名 をご記入ください。
6	参加申込	○	○	申込資料の申込者情報うち、「活動地域」は何を記入すれば良いのでしょうか。	パートナー機関としての 活動が可能な拠点のある都道府県名 をご記入ください。ただし、 活動地域が特定の地区に限定される金融機関については、市区町村単位での記入を可と します。
7	補助金優遇	○	－	「パートナー金融機関の支援を受けた中小企業が申請する補助金における優遇措置」とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。	「省エネ補助金」（省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金／省エネルギー投資促進支援事業費補助金）において、 パートナー金融機関の支援を受けて補助金申請を行うことを要件に、中小企業等（申請者）に対して加点措置を講じることを 予定しております。支援のエビデンスとして、パートナー金融機関で 「確認書」 を作成いただき、補助金に申請する中小企業等より提出いただく予定です。 （確認書のひな形は今後ご案内いたします。） なお、加点対象となるのはパートナー金融機関が支援を行った場合です。（例えば提携企業が支援を行った場合など、パートナー金融機関が支援に関与していない場合は加点対象となりません。）